

・仕様変更前

特定の条件下※において、「輸入貨物情報変更登録（CAI01）」業務にて「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務で登録された重量と同一の値に訂正することができませんでした。

※「ACH業務」と「貨物確認情報登録（PKG）業務」で登録した重量に差分がある状態で、突合済の貨物

・仕様変更後

上記の場合であっても、訂正できるように変更しました。

